

海外経済要録

国際機関

◇ IMF 20か国委員会、国際通貨制度改革等に関するコミニケを発表

IMF 20か国委員会は1月17、18日の両日ローマで会合、次のコミニケを発表した。

(1) 国際通貨制度改革および関連事項に関するIMF総務会委員会(20か国委員会)は、1974年1月17、18日の両日ローマにおいて、ワルダナ・インドネシア蔵相を議長として第5回会議を開催した。本会議には、ウィットフェーンIMF専務理事のほか、ハーフェルカンブEC委員会副委員長、ラールBIS総支配人、バンレネップOECD事務総長、ロングGATT事務局長、ゲレロUNCTAD事務局長、リケットIBRD副総裁も参加した。

(2) 委員会をはじめに、石油価格の大幅上昇とその世界経済に及ぼす影響を含む最近の重要な情勢変化について検討を行った。委員たちは、予測される世界の国際収支構造上の突然かつ重大な変化に対して深刻な懸念を表明した。また産油国の経常収支黒字が大幅に増加し、その他諸国——先進国、発展途上国とも大幅な経常収支赤字に直面しなければならないであろうことを認識した。委員会は、こうした困難な状況下において、各国が国際収支対策として、単に他国の問題を悪化させるにすぎないような政策をとるべきではないという点で意見の一致をみた。したがって、委員会では通貨の競争的減価と貿易および為替の制限強化を回避することの重要性が強調された。さらに委員会は、インフレーションを最小限に抑えつつ経済活動と雇用を適正水準に維持するように政策を遂行することを決定した。委員会は、多くの発展途上国に深刻で困難な事態が生じ、資金需要が大幅に増加することを認識し、資金の余裕ある国すべてが適正な条件でこうした要資に応需するためのあらゆる努力を払うよう要請した。委員会は、こうした目的の達成にあたってきわめて緊密な国際協力と国際協議が必要であるという点で合意をみた。委員会は、IMF、世銀およびその他の国際機関が経常収支の変化をファイナンスできるような秩序ある手段を見いだすことに関心を持っていることを留意し、これらの機関がとくに非産油発展途上国が直面している困難な問題との関連で、こうした問題の解決策

を早期に見いだすために協力するよう要請した。とくに委員会は、エネルギー問題の今後の推移が不確定であることを認めつつも、IMF専務理事の暫定的かつ補完的な融資制度に関する提案が早急に検討されねばならないとすることで合意した。このような融資制度については、解決されなければならない実施上の問題点があることおよび直面する国際収支問題の本質と重大さを考えると、とくに非産油発展途上国にとっては、部分的な解決策にすぎないことが認識された。

(3) 委員会は、今後数か月に国際通貨制度改革の主要点に関する作業を完了する決意を表明した。委員会は、上記のような最近の世界経済情勢の変化にかんがみ、先進国、発展途上国双方の利害に影響を及ぼす制度改革の特定の重要な側面の早期実施が優先されなければならないことを認めた。制度改革のその他の側面については、後日その運営条項を検討し、実施に移すとの了解のもとに合意に達することができよう。委員会は、代理会議が資本移動に関する問題すべてを含む実物資源移転の広範な問題についての研究を準備し、次の委員会に報告することに合意した。

(4) 委員会は、SDRの価値と金利について討議した。委員会は、SDRの元本価値を減価から守る問題についてさらに注意が払われねばならない旨合意した。現状では委員会としては、改革までの間、改革後に採用されるSDR評価方法を制約しないという条件のもとで、SDRの価値を諸通貨の「バスケット」に基づいて決定することが適当であるとの合意に達した。委員会は、IMFがこの評価方法を早期に採用するため、理事会に対し「バスケット」の通貨構成、実効金利およびその他の重要な問題に関し早急に作業するよう要望した。

(5) 委員会は、IMFの将来の機構に関する特定の側面について討議した。委員会は、改革後の制度においては総務会と理事会の間に20名の代表者によって構成される常設の総務評議会(Council of Governors)を設置することが望ましい旨合意した。委員会は、評議会が必要に応じ年3～4回定期的に会合すること、さらに理事会の役割は維持するが、評議会が通貨制度の運営・調整過程の継続的機能の監視および制度を脅かす懸念のある突発的な事態への対処に必要な決定権限を持つべきであることを合意した。評議会設置までの暫定措置として、評議会と同じ領域において補佐的役割を果たし、またそれと同じ構成・手続きをもつ総務会委員会(a Committee of the Board of Governors)を設置すべきことが合意された。同委員会は、20か国委員

会がその作業を完了した段階で発足することとなる。また理事会に対し、適切な協議機関の必要性とIMF全加盟国の利益保護に十分留意しつつ、このような委員会を設立するための総務会決議案を作成するよう要望した。

(6) 委員会は、代理会議議長からナイロビ総会のあと設置された作業部会における進捗状況に関して報告を受け、同作業部会に対し可能であれば次回の代理会議までに作業を完了するよう要請した。また委員会は、制度改革後におけるフロートの条件とルールに関する代理会議の予備的討議についても報告を受けた。委員会は代理会議に対し、理事会と協力してこれらの問題に関して作業を続け、次回の委員会に報告するよう指示した。

(7) 委員会は今後の計画について討議した。委員会は、1974年3月および5月の代理会議のあと、6月12、13日の両日ワシントンで開かれる会議で改革問題に関する作業を完了することを目指すことで合意した。

◇ IMF総務会、国際決済銀行のSDR保有を承認

IMF総務会は、1月21日付けで国際決済銀行のSDR保有を承認する旨決定した。本決定によれば、SDRの割当てを受けているIMF加盟国は、SDRを対価に国際決済銀行から通貨を引き出すことができる。ただし国際決済銀行は、6ヵ月以内に当該加盟国から同額のSDRを対価に通貨を取得することとされている。なお、国際機関に対しSDRの保有が認められたのは国際決済銀行が最初である。

◇ フランスの共同フロート離脱に関するIMF声明

IMF理事会は1月23日、フランスの共同フロート離脱に関し次の発表を行った。

(1) フランス政府はIMFに対し、近い将来国際通貨制度に影響を及ぼすであろう国際収支上の不安にかんがみ、今後6ヵ月間暫定的に、為替安定基金による市場介入はフランの特定通貨に対する為替レートの変動幅をあらかじめ決められた範囲内に抑える目的で行うことなく、この間通貨当局としては為替市場の秩序ある運営を行うこと、また、資本移動に対する規制を実施したが、経常取引については規制を行わなかったことを通告(notify)した。

(2) IMFは、フランス当局が上記の措置を採るに至った状況に留意(note)するとともに、経常取引に対する規制の導入が含まれないことを明言している点歓迎する。

(3) IMFは、フランス当局がIMFと協力する意図のあることを歓迎する。IMF、とくに専務理事は協定第4条第4項(A)および現在の情勢下の加盟国の政策に関する協議についての決定に従って、フランス当局と緊密な協議を続けることとし、専務理事はこうした協議のために適切なイニシアチブをとる意向である。

◇ OPEC、原油公示価格を引上げ

OPEC(石油輸出国機構)加盟国のうちペルシャ湾岸6ヵ国は12月23日、次のとおり原油公示価格を引き上げる旨共同声明を発表した。

(1) 共同声明の骨子

イ、74年1月1日以降、アラビアン・ライトのバーレル当り産油国収入を7ドルに引き上げる。この結果、公示価格は73年12月の5.036ドルから11.651ドルとなる。なお、この公示価格はジュネーブ協定の通貨変動に伴う価格調整分も織り込まれている。

ロ、74年1月7日にOPEC臨時総会を開催し、長期にわたる原油価格政策の基本等について検討する。

ハ、バーレル当り7ドルという産油国取り分は、節度ある価格であることを考慮し、今後、消費国が工業製品輸出価格を引き上げないよう期待する。

(2) 価格引上げの経緯

OPECは、12月17日から経済委員会(ウィーン)で石油価格引上げについて検討してきたが、これに伴い、同22~23日、ペルシャ湾岸6ヵ国は閣僚会議を開催し、10月の引上げを上回る大幅引上げを決定した。本価格引上げの根拠としては、①代替エネルギーの生産コストが7~8ドルといわれていること(本引上げ後の販売実勢価格はバーレル当り8ドル程度と推定されている)、②73年12月以前の産油国政府収入は、関税、消費税など先進国政府の石油諸税(バーレル当り7.53ドル<西欧諸国平均>)を大幅に下回っていたこと、

OPEC 加盟国の主な原油 公示価格引上げ状況

(単位・ドル/バーレル)

	1973年12月 (A)	1974年1月 (B)	B/A 倍
アラビアン・ライト	5.036	11.651	2.3
イラニアン・ライト	5.254	11.875	2.3
クウェート	4.822	11.545	2.4
アブダビ・マーバン	5.944	12.636	2.1
リビア	9.061	15.768	1.7
ナイジェリア	8.171	14.691	1.8
インドネシア	6.000	10.800	1.8

③73年11月以降、ナイジェリア、イランなどがDD原油(産油国直接販売分)を国際入札したところ、バレル当たり16ドル以上という高値がついたこと、などが指摘されている。なお、本価格上げを契機に、産油国収入の引上げを直接前面に押し出してきた点も注目される(OPECは公示価格引上げにより、いわば間接的な産油国収入増をねらった現行価格制度を廃止したい意向)。

米州諸国

◇米国、連邦資金銀行法成立

ニクソン大統領は12月29日、連邦資金銀行(Federal Financing Bank)の設立を内容とする1973年連邦資金銀行法(Federal Financing Bank Act of 1973)に署名した。

同法は、連邦資金銀行(以下、FFBという)を設立することにより、従来各政府関係機関によって個々に行われてきた資金調達を一元化し、①政府の経済・財政政策との調整、②政府関係機関の資金調達コストの引下げ、などを図ろうとするものであるとされている。概要次のとおり。

(1) 組織

FFBは、財務長官の指揮監督に服するものとする。同行には、財務長官(議長)のほかFFBまたは他の政府関係機関の役・職員から大統領が任命する4名の理事からなる理事会(Board of Directors)を設置し、同理事会が同行の運営方針を決定する。

(2) 業務範囲

FFBは、その他の政府関係機関が発行または保証する債券の購入、売却を行う。ただし、購入債券の利回りは、財務長官が国債およびFFB債券の市場利回りを勘案して定める利回りを下回ってはならない。

なお、財務省および各政府関係機関の資金調達を調整し、資金計画を効率的に達成するため、各政府関係機関は資金調達に際して、調達方法、時期および金利、期間等の発行条件などにつき、財務長官の事前承認を要するものとする。財務長官は、承認申請後120日以内にその可否を決定しなければならない。

(3) 資金調達

上記業務のため、FFBは財務長官の認可を経て、残高150億ドルを上回らない範囲で金融市場での起債を認められる。また同行は、残高が50億ドルを上回らない範囲で、財務省に対し同行発行の債券の購入を要請できるものとする。

◇米国連邦準備制度理事会、1974年支払準備法案を提出

連邦準備制度理事会は1月28日、非加盟金融機関保有要求払預金に対する同制度の支払準備制度適用を主眼とする「1974年支払準備法」(Reserve Requirements Act of 1974)案を議会に提出した。加盟・非加盟を問わず全金融機関に対し同一支払準備制度を適用することは1950年以降繰り返し提案されてきたことであるが、法案の形で議会に提出されたのは今回がはじめてである。

同法案の提出について連邦準備制度理事会では、「本法案は非加盟銀行の要求払預金のウェイト増大(マネー・サプライ中の要求払預金に占める非加盟銀行の割合は60年17%→73年25%)やNOW(Negotiable Order of Withdrawal、振替可能貯蓄預金)勘定の発達にかんがみ、連邦準備制度の支払準備制度適用を全金融機関の要求払預金とNOW勘定に拡大することにより、金融政策の有効性を高めるとともに金融機関相互間の公平を図ることを目的とするものであって、全州法銀行の連邦準備制度加盟を強制するものでも、また現行の設立認可権や監督権を修正するものでもなく、その点いわゆる二重銀行制度(連邦法に準拠する銀行と州法に準拠するそれとの併存)の変更を意図したものではない」と説明している。

(1) 支払準備制度を次のように改正する

イ. 対象範囲

要求払預金およびNOW勘定を有するすべての金融機関(商業銀行、相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合等)。

ただし、要求払預金とNOW勘定の合計残高のうち2百万ドルまでは本制度の適用外とする。

ロ. 要求払預金等に対する準備率

準備率は下記の範囲内で連邦準備制度理事会が定める(注)。所要準備は連銀預け金および手元現金のかたちで保有するものとする。

要求払預金	5～22%
NOW勘定	3～20%

(注) 現行の加盟銀行要求払預金に対する準備率の範囲は、準備率銀行10～22%、その他の銀行7～14%。

ハ. 加盟銀行の定期および貯蓄預金に対する準備率

準備率は下記の範囲内で連邦準備制度理事会が定める(注)。なお非加盟金融機関に対しては適用しない。

1～10%

(注) 現行 3～10%。

ニ. 報告義務

要求払預金およびNOW勘定を有するすべての金

- 融機関は、当該預金および支払準備に関し連邦準備制度理事会の定めるところにより報告を提出する。
- (2) 本支払準備制度の適用をうける非加盟金融機関は連銀貸出の対象とする。
- (3) 非加盟金融機関に対する本制度適用には4年の経過期間を置くものとする。この間、要求払預金等の基準残高(本法成立の直前月平残)に対する所要準備の一部を免除する(第1年は80%を免除、以下毎年20%ずつ免除割合を圧縮)。
- (4) 本法は成立の翌年初から実施する。

◇米国、対外投融資規制を撤廃

1. 財務省、商務省および連邦準備制度理事会は12月26日、概要下記のとおり対外投融資規制を緩和し、1月1日から実施する旨発表した。
- (1) 金利平衡税率の引下げ(財務省所管)
- 金利平衡税率を、株式については11.25%から3.75%に、その他証券については平均実効税率を0.75%から0.25%にそれぞれ引き下げる。
- (2) 米国企業の対外直接投資規制の緩和(商務省所管)
- イ. 規制適用免除枠を年間10百万ドルから20百万ドルに拡大する。
- ロ. 投資収益の再投資許容比率を60%から100%に引き上げる。なお、再投資許容比率算出の基準となる投資収益は、73年または74年のいずれかを選択できる。
- ハ. 債務返済許容枠を新しく設け、73年末現在の直接投資に係る対外債務残高の20%まで返済を認める。
- (3) 金融機関の対外投融資自主規制の緩和(連邦準備制度理事会所管)

イ. 米銀

- (イ) 従来の規制枠(注)の104%または10百万ドルのいずれか大きいほうを新しい規制枠とする。なお、73年末現在規制枠を有しない銀行については地区連銀と協議のうえ、①70年末現在総資産の2%、②10百万ドル、のうちいずれかを規制枠とすることができる。

(注) 次のうち最大のもの。

- (1) 71年9月末現在一般枠の85%
 (2) 71年9月末現在一般枠マイナス同日現在輸出金融残高
 (3) 70年末現在総資産の2%

- (ロ) 西欧先進国向け、期間1年超の非輸出金融抑制要請を撤廃する。
- ロ. 在米外銀支店
- (イ) 規制免除対象先の範囲を1百万ドルから10百万

ドルに引き上げる。

- (ロ) 対外投融資ポジション基準額算定上の対外債務額を従来(73年6月末対外債務)の96%に改め、基準額を拡大する(注)。

(注) 投融資規制は、対外投融資ポジション(規制対象対外資産一同対外負債)が基準額[(73年6月末規制対象対外資産)-(73年6月末同対外債務×96%)]を上回らないようにするとのかたちをとっているため、今回の措置により投融資は4%増が可能となる。

- (イ) イ.の(ロ)と同様。

ハ. 銀行以外の金融機関

- (イ) 73年6月末規制枠の105%もしくは2百万ドルのいずれか大きいほうを新しい規制枠とする。
- (ロ) イ.の(ロ)と同様。

2. さらに財務省は1月29日、金利平衡税を1月30日以降実質的に撤廃(注)(税率を0%へ引き下げ)することを発表、また、商務省および連邦準備制度理事会も同時にそれぞれ所管の米国企業に対する対外直接投資規制および金融機関に対する対外投融資自主規制を即日廃止する旨発表した。

財務省では本措置について「米国国際収支の改善、為替市場におけるドル相場の堅調および石油価格高騰の影響による各国国際収支ポジションの著しい変化にかんがみ実施したものである」と説明している。

(注) 金利平衡税の根拠法自体は本年6月末まで有効。

◇米国、株式証拠金率を引下げ

米国連邦準備制度理事会は1月2日、株式証拠金率を従来の65%から50%に引き下げ、翌3日から実施する旨発表した。株式証拠金率の変更は、72年11月24日に55%から65%に引き上げられて以来のことであり、また、50%の低水準となったのは63年11月以来である。なお、転換社債に対する証拠金率は50%のまま据え置かれた。

本措置実施の背景として同理事会は、最近株式証拠金取引に伴うブローカーおよびディーラーの対顧客融資残高が大幅に減少(既往ピークの72年12月末79億ドルに対し73年11月末は55億ドルと31%減)している点を指摘している。

欧州諸国

◇英蘭銀行、特別預金預入率を引下げ

英蘭銀行は1月31日、特別預金預入率を0.5%引き下げ(5.0→4.5%)、2月4日に1973年12月12日現在の対象債務の0.5%を還付する旨発表した(ただし、同年12月17日に発表された増加ペースでの特別預金<1月号「要

録」参照>については変更せず)。

同行の背景説明によれば、「予想以上に巨額の税引上げが金融機関の準備ポジションに強い圧迫を加えており、この結果短期金利が高騰しているが、こうした情勢は現在の異常な産業界の事情からみて適切ではない」とされており、本措置は、短期金利、とくにインターバンク資金金利、CD市場利回り等の高騰(「国別動向」参照)に対処するとともに、週3日操業制による売上げ減少から資金繰りひっ迫をきたしている中小企業筋に対しても配慮を行ったものとみられる。なお、これによって金融機関に還付される資金量は約150百万ポンドである。

◇ブンデスバンク、最低準備率の引下げ等を実施

1. ブンデスバンクは1月11日、本年最初の定例中央銀行理事会において次の措置を決定した。

- (1) 対外債務増加額に対する60%の追加準備率を本年1月1日にさかのぼって廃止する。
- (2) 国内債務に対する準備率を従来の水準の5%だけ引き下げ、1月1日にさかのぼって実施する。
- (3) 対外債務に対する残高準備率を1月1日にさかのぼって5%ポイント引き下げ、一覽払債務35%、定期性債務30%、貯蓄預金25%とする。
- (4) 特別ロンバード貸付については、1月11日限り新規貸付を停止する(既往貸付分は1月16日までに返済させる)。

2. 上記措置に関するブンデスバンクのコミュニケ要旨は次のとおり。

「本措置は、12月初来のブンデスバンクの為替市場介入により生じた金融機関の流動性減少を補正するために行うものであり、準備率引下げによる追加流動性は約45億マルクである」。

◇西ドイツ政府、外資流入規制を緩和

1. 西ドイツ政府は1月30日、次のとおり外資流入規制の緩和措置を決定、2月1日から実施した。

- (1) 対外経済法第23条に基づき認可を要する扱いとしてきたもののうち、次のものについてはこれを廃止する。
 - イ. 居住者による非居住者からの借入れ。
 - ロ. 非居住者による国内有価証券の有償取得。ただし残存期間4年以内の無記名もしくは指図式債券は引き続き要認可。
 - ハ. 直接投資。
- (2) 現金預託制度の預託率を従来の50%から20%に引き下げ、同制度の対象債務最低限度を5万マルクから10万マルクに引き上げる。

2. 上記措置に関する政府発表文の要旨は次のとおり。「本措置は為替市場の状況変化を考慮のうえ、これまで厳しく規制してきた資本流入に道を開いたものであり、これによりマルク相場に適度の影響を与え、輸入物価上昇の抑制に寄与しうると期待している」。

◇フランス、単独フロートに移行

1. フランス政府は1月19日、臨時閣議において、1月21日以降6ヵ月間共同フロートから離脱して単独フロートに移行することを決定、あわせて短資流出抑制、流入促進の見地から次のような為替管理の手直し(注)を実施した。

- (1) 非居住者に対するフラン貸付をすべて許可制とする。
- (2) 先物外貨の買入れは、輸入代金および付帯経費支払を目的とする場合にのみ認め、先物予約期間は最長3ヵ月とする(ただし、農産物等特定商品の輸入については6ヵ月ないし12ヵ月)。
- (3) 輸出代金の決済期間は、特別の許可ある場合を除き貨物の被仕向け地到着後180日以内とする。
- (4) 居住者の外国からの借入れについては、要許可限度を2百万フラン以上から100万フラン以上に引き上げる。

(注) 上記(1)は昨年9月末のフラン・アタックに際し、フランス銀行総裁の口頭による要請という形で約1週間実施されたことがある。また(2)の輸入先物予約期間および(3)の輸出代金決済期間の規制は昨年4月に廃止されていたが今回復活したもの(48年5月号「要録」参照)。

2. 今次措置は、石油価格の大幅上昇に伴い1974年の先進諸国の貿易収支は西ドイツを除き軒並み赤字に陥ろうとの見方が一般的となっているなかで、フランスの場合も180億フランの大幅赤字が見込まれる(政府見通し)ため、このままでは共同フロート内でマルクに対するフランの地位がいっそう低下することは避けられないとの見通しから、フランスが先手を打ったものとみられる。政府が単独フロート移行を選んだ背景には、共同フロート内でのフラン切下げ幅にめどをつけがたかったこともあるが、あまり潤沢ではない外貨準備の流失を抑制するとともに、基本的には成長指向型である国内経済政策運営の自主性を確保し、さらにはEC内での発言力低下を阻止しようとの思惑があったものとみられる。

◇フランス、市中銀行、貸出金利を引上げ

市中銀行は1月11日、短期貸出金利を一律1%引き上げること(短期貸出基準金利10.4→11.4%、商業手形割引歩合10.8→11.8%、当座貸越歩合12.45→13.45%)を決定、

12日から実施した。今次引上げは1972年秋以来9回目の引上げであり、この結果、短期金利は累計5.3%上昇し既往最高水準に達した。

今回引上げは、金融市場金利が昨年末来季節的資金需要の高まり、短資流出の増大などに伴う市場のひっ迫を背景に急上昇していることに加え、先行きについても、インフレ圧力の持続、為替市場におけるフラン相場弱さからみて引き締め基調が続き、資金調達コストも高水準を維持するとの見通しに基づき実施されたとみられる。

◇フランス、預金準備率最高限度の引上げ等を実施

国家信用理事会は1月15日、預金準備率の最高限度を現行15%(1971年3月決定)から25%に引き上げるとともに、中古乗用車に関する賦払い信用規制の撤廃を決定した。

本措置につきフランス銀行は、「預金準備率の最高限度引上げは、現行準備率が昨年10月以降すでに14%(対要求払債務)と最高限度に接近しているため、今後の政策手段活用の余地を拡大する目的で行われたものである。一方、中古乗用車の賦払い信用規制(従来頭金率40%、期間21ヵ月)を撤廃したのは、石油問題発生以来中古車市場の不振(最近の在庫水準はひところの30~40%増と伝えられる)が、自動車業界の先行きに対する不安感をいっそう高める形となっているため、総需要抑制の枠内において間接的に企業マインドを支える目的で実施したものである」と説明している。

◇フランス銀行、準備預金制度運用上の調整を実施

1. フランス銀行は1月16日、準備預金制度の運用に関し次のような措置を決定、1月21日から実施した。

- (1) 対居住者債務残高準備率の2%引上げ
新準備率は次のとおり(カッコ内は旧準備率)。
要求払債務 16%(14%)
定期性預金等其他債務 7%(5%)

(2) 対貸出増加額準備預金算定上の基準日の変更
新基準日 1973年9月30日(従来は1973年1月4日)

(3) 対非居住者債務残高準備率の撤廃(従来は対要求払債務14%、対定期性預金等其他債務6%)

2. フランス銀行の説明要旨は次のとおり。

「対居住者債務残高準備率の引上げおよび対貸出増加額準備預金算定上の基準日変更は、このところ市場金利が大幅に上昇して預金金利との格差が相対的に高まっているため、預金銀行と事業銀行等との間に資金調達コスト面でアンバランスが生じていることを是正するための

技術的調整措置(48年6月号「要録」参照)であり、金融引締め基調をなんら変更するものではない。一方、非居住者債務残高に対する準備率の撤廃は、最近のフラン相場の動向をも勘案して短資流入抑制の緩和をねらったものである」。

◇オランダ、非居住者による債券購入規制を撤廃

オランダ政府は1月30日、非居住者によるオランダ債券購入に対する規制を2月1日以降撤廃する旨発表した。

本規制は1971年9月6日以降、外資流入抑制のため実施されており、非居住者によるギルダー建オランダ債券購入を、同保有債券売却代り金(「債券ギルダー」)の範囲内に制限していたものである(46年9月号「要録」参照)。

今回の規制撤廃は、西ドイツ、ベルギー等他の共同プロット参加諸国と協議のうえ、これら諸国の資本輸入規制撤廃の動きと歩調を合わせたものである。

◇ベルギー、公定歩合を引上げ

1. ベルギー国民銀行は1月31日、公定歩合を1%引き上げることと決定、2月1日から実施した。新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート)。

割引

銀行引受手形(銀行を支払場所とするもの)および 輸出・輸入関係手形	8.75%(7.75%)
その他の手形	9.50%(8.50%)
貸付	9.50%(8.50%)

2. ベルギー国民銀行の説明要旨は次のとおり。

「本年初来金融市場金利は、法人税納期到来、国債発行増大に伴う資金不足幅の拡大および海外金利の上昇などを映じて上昇傾向(公定歩合引上げ直前は12~13%の高水準)にあるため、公定歩合との格差が拡大しており、これを調整する必要から今次引上げに至ったものである」。

◇ベルギー、短資流入規制を緩和

1. ベルギー国民銀行は1月30日、為替銀行に対し次のような短資流入規制の緩和を通告し、即日実施した。

- (1) 自由ベルギー・フラン建非居住者預金に対する付利を認める(注)。また、非居住者によるベルギー・フラン定期預金の開設を1年以内のものにつき認める(従来は禁止)。

(注) 非居住者預金に対するネガティブ・インタレスト(1973年9月復活)は1974年初来適用されていない。

(2) 自由ベルギー・フラン建非居住者預金の増加額に対

する準備預金(準備率100%)を廃止する。

(3) 居住者に対する対外支払いのための外貨貸付を認める。

2. 今回の措置は、西ドイツ、オランダ等共同フロート参加諸国との協議を経て決定されたもので、石油問題の発生等を契機とする国際収支、為替市場の情勢変化に対応し、ある程度短資流入を歓迎する方向へ政策転換したものである。

◇デンマーク、公定歩合を引上げ

デンマーク国民銀行は1月22日、公定歩合を1%引き上げ10%とすることを決定、23日から実施した。

本措置は、フランスの共同フロート離脱により懸念される国際通貨動向の不安定化に備えるとともに、国際収支の大幅悪化(經常収支赤字幅は1972年の4.7億クローネから1973年には約30億クローネへと著増)に対処したものとみられる。デンマーク・クローネは国際収支の悪化傾向に加え、一次エネルギーの石油への依存度が90%以上ときわめて高いこともあって、フランス・フラン離脱後の共同フロート諸通貨のなかで最も弱い通貨のひとつと目されていた。

◇デンマーク、緊急インフレ対策法案を議会に提出

1. デンマーク政府は1月8日、概要以下のようなインフレーション抑制緊急対策法案を議会に提出、うち価格凍結法案は1月16日議会を通過した。

(1) 民間賃金の消費者物価スライド協定に基づき3月に予定されている賃金の追加支払(基準ベース、時間当たり1.2クローネ加給)をとりやめ、本年は1人当たり1,000クローネの一律加給にとどめる。

(2) 1月2日から2月24日までに限り、価格および利潤を凍結する。

(3) 配当率を当分の間凍結する。

(4) 1974年度予算における政府支出規模を5%削減する。

2. デンマークでは、このところインフレーションが加速している(消費者物価前年同月比上昇率、1973年8月9.6%→11月11.2%)うえ、貿易収支が輸入の急増を主因に著しい悪化をみている(1973年1~11月中89億クローネの赤字、前年同期47億クローネの赤字)ため、昨年12月公定歩合の1%引上げを行ったが、その後アラブ諸国の石油価格大幅引上げが発表されたことから、石油依存度の高い(一次エネルギー源の90%以上)同国としては、ここでインフレーションの激化を食い止めるとともに、国際収支の建直しを図る趣旨から上記のように強力な総

合対策を打ち出すに至ったものとみられている。

◇スイス、公定歩合を引上げ

スイス国民銀行は1月18日、公定歩合を4.5%から5.5%へ、債券担保貸付歩合(Lombardsatz)を5.25%から6.0%へそれぞれ引き上げることを決定、1月21日から実施した。

本措置は、最近同国の金融市場が景気過熱と金融引締め進展に伴いかなりひっ迫して市中金利が上昇、放置すれば市中金融機関の中央銀行信用への依存が強まって、インフレ抑制の支障となるような流動性増加を招くおそれが生じたため、公定歩合を市中の実勢にさや寄せさせることをねらってとられたものとみられる。ただ、今次引上げは、市中の中央銀行信用依存度が低いこともあってとくに引締めの一段の強化を意味するものではなく、国内流動性のコントロール、国外流動性のしゃ断という従来の方針に変更はないとみられる。

◇スイス、外債発行代り金の国民銀行における米ドルへの交換措置を廃止

スイス国民銀行は1月25日、スイス・フラン建外債発行ないし対外貸付等により取得されたスイス・フラン資金のうちの10%を同行においてドルに交換させる措置(1973年11月1日以降実施)を廃止した。

本措置に関し、同行は「本措置は1973年秋、過剰ぎみの国内流動性吸収を目的として導入されたが、このところ外資流出等もあって国内金融市場が著しくひっ迫しており、本措置による流動性吸収をこれ以上続けると必要な摩擦を生ずるおそれがあるため、廃止に踏み切ったものである」と述べている。

◇スイス政府、外資流入規制の一部を緩和

スイス政府は1月31日、外資による証券投資等の規制(1972年6月以降実施、47年7月号「要録」参照)を2月1日をもって廃止することを決定した。また、スイス国民銀行はこれと歩調を合わせ、3大商業銀行との紳士協定に基づく中期民間外債(1~5年)に対する非居住者応募シェアの最高限度規制(1972年2月以降実施、47年3月号「要録」参照)を1月31日以降撤廃した。

両措置は、最近のドル相場堅調等国際通貨情勢の変化に伴い同国への外資流入が減少し、当面証券投資規制存続の必要がなくなったことからとられたもので、国内金融の引締め緩和の意図はないとみられる。なお現在実施中の非居住者債務に対する付利禁止、居住者の海外資金取入れ規制等の外資流入規制は当面存続することとなっ

ている。

◇南アフリカ、公定歩合を引上げ

南アフリカ準備銀行は1月14日、公定歩合の1%引上げ(5.5→6.5%)を実施した。

同行の De Jongh 総裁は、本措置の背景として、最近の国際収支悪化から外貨準備が減少し、ラント切下げの憶測を招いていることおよびインフレーションの高進をあげ、このため金利引上げにより、銀行貸出を抑制する必要があった旨説明している。

ア ジ ア 諸 国

◇第7回日韓定期閣僚会議の開催

1. 第7回日韓定期閣僚会議は、さる12月26日東京で開催された。会議終了後発表された共同コミュニケでは、前回と異なり、経済協力に関する具体的なコミットは盛り込まれず、「日本側は、今後具体的な案件に対し、検討を行ったうえ適切なものにつき協力を行う旨述べた」と記録されるにとどまった。なお、韓国の第3次5ヵ年計画が終了する時期(1976年)までに、日韓経済協力の主体が政府ベースから民間ベースへ移行する旨が再確認された。

2. これに先立ち、12月25日に行われた経済協力に関する両国事務レベル協議において、新規の円借款はセマウル(新しい村づくり)運動関係(127億円、1ドル当り300円換算で42百万ドル相当)のみを対象とすることで合意に達し、この結果、73年の円借款約束額は、72年の日韓定期閣僚会議におけるそれ(524億円、170百万ドル)に比べ約4分の1に減額されることとなったと報じられている。これに伴い、従来日本の援助に大きく依存してきた韓国としては、今後経済計画の手直しを余儀なくされるものとみられている。

◇韓国、1973年第3四半期の国民所得勘定を発表

韓国銀行は、このほど73年第3四半期(7~9月)の国民所得勘定(暫定計数)を発表した。これによると、実質GNPは前年同期比22.1%増(73年上期同19.2%増)と記録的な伸びを示している。これは鉱工業部門が輸出の好調と設備投資の拡大を背景として増勢を強めたほか、建設業および社会間接資本部門も住宅建設の活発化等を映じて著しく拡大、さらに農林水産業部門も果実の豊作および漁獲量の増加から上伸したことによるものである。

韓 国 の 国 民 所 得 勘 定

(前年または前年同期比増減(△)率・%)

項 目	1972年	1973年		
		第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期
総 額	7.0	19.1	19.3	22.1
G 農 林 水 産 業	1.7	15.0	1.5	10.5
N 鉱 工 業	15.0	30.1	30.2	33.5
P うち 製 造 業	15.7	31.2	30.5	33.6
建設業および 社会間接資本	5.9	14.3	26.2	32.9
そ の 他	5.8	13.6	16.7	13.3
個人消費支出	7.0	9.1	9.7	10.1
G 政府の財貨・サ ービス経常購入	4.4	1.3	7.2	5.8
N 国内総固定 資 本 形 成	△ 3.2	12.8	39.5	45.4
E 財貨および 用役の輸出	40.1	67.1	72.9	50.3
(控除)財貨およ び用役の輸入	3.6	34.9	46.5	33.2

(注) 1970年不変価格による。

◇韓国、経済緊急措置を実施

韓国政府は、インフレの高進等による社会不安の高まりから1月14日、「国民生活安定のための大統領緊急措置」(注1)を発表、即日実施した。その概要は次のとおり。

- (1) 低所得者層対策……低所得者層の勤労所得税、事業所得税、住民税を74年いっぱい免除(注2)または大幅に軽減するとともに、低所得者層の抛出負担軽減の見地から、国民福祉年金法および教育年金法の実施を1年間延期する。
- (2) 通行税の減免……諸コストの上昇に伴うバスなど大衆交通機関の料金引上げを抑制するため、バスなどの通行税を免除または軽減する。
- (3) 農家対策……73年産米の政府買入れ価格を当初予定の80キロ当り10,877ウォンから11,377ウォンに引き上げる(72年産米は9,888ウォン)。
- (4) 失業対策……緊急失業対策費として100億ウォンの財政支出を予定する。
- (5) 中小企業対策……中小企業に対する特別低利融資資金300億ウォンを予算に計上する。
- (6) 労働条件の改善……賃金未払い、不当解雇等に対する処罰(労働基準法、労働組合法に規定)を強化するとともに、新たに賃金優先弁済権(注3)を法律上認める。
- (7) ぜいたくの抑制……自家用車、冷蔵庫、テレビ、宝石類等の物品税率および高級住宅、別荘、高級乗用車

等の取得税率をそれぞれ引き上げる。

- (8) 石油対策……石油使用を抑制するため、ガソリンに対する税率を50%引き上げる。
- (9) 公務員の給与引上げ……公務員の所得向上をはかるため、4月実施を予定していた公務員給与の引上げ(10%)を2月に繰り上げて実施する。
- (10) その他……政府関係部局に対して、74年予算につき500億ウォンの経費節約、食糧増産と石油代替エネルギーの開発促進、などを指示する。

(注1) 大統領緊急措置は、憲法の規定に基づき大統領が発する命令で、法律と同等の効力を有する。

(注2) たとえば、月収5万ウォン以下の勤労所得および事業所得については課税が免除になる。

(注3) 賃金債権等雇用関係から発生した債権をもつ労働者は、その使用者の総財産から優先弁済を受けることができる。

◇南ベトナム、為替レートを切下げ

南ベトナムは国際収支の悪化に対処して、さる12月6日の切下げ(1月号「要録」参照)に続き1月4日、為替レートを1米ドル=550ピアストルから560ピアストルに切り下げた(ただし、米国援助物資輸入については455→465ピアストル)。切下げ率は1.8~2.2%。なお、同国は1月14日、米国援助物資輸入に対する特別レートを廃止し、単一為替レート制度を採用することを決定したが、米国援助物資輸入には1米ドルにつき85ピアストルの特別補助金を交付することとしているため、実質的には従来の複数為替レート制度と変わらないものとみられている。

◇マレーシア、1974年度予算案を発表

マレーシア政府は12月5日、1974年度予算案を議会に提出した。タン・スウ・シン蔵相は予算演説のなかで、①73年の同国経済は、木材、ゴム、すず、パーム油等の海外市況高騰による輸出好伸に支えられ、第2次5か年計画の目標(6.5%)を大きく上回る高成長を達成する見込みであること、②74年は石油危機の影響による先進国景気のスローダウンから輸出の伸び悩みは免れないものの、開発投資の拡大をてこに7%程度の成長が期待されること、③インフレ高進に対処するため、土地投機税の新設、生活必需品の輸入税免除ないし引下げなど税制改正を実施すること、などの方針を明らかにした。

本予算案の概要は次のとおり。

- (1) 經常歳出は、公務員給与引上げに伴う一般行政費(前年度当初予算比+21.5%)や教育・保健衛生を主体とする社会福祉費(同+19.8%)の大幅増加などから3,530百万マレーシア・ドルと同11.8%の拡大。

これに対し歳入は、所得税(同+20.0%)を中心に

3,535百万マレーシア・ドル(同+7.1%)を見込んでおり、収支じりでは5百万マレーシア・ドルの黒字。

- (2) 一方、開発勘定では、前年度に引き続き地域開発(同+49.2%)および運輸関係(同+19.6%)などを主体に大幅な支出拡大(同+32.7%)を図っており、その大半を国内調達する(主として商業銀行、被雇用者積立基金<Employees Provident Fund>などによる国債引受け)こととしている。

マレーシアの1974年度予算案

(単位・百万マレーシア・ドル)

		1974年度	1973年度	増加率
經常勘定	歳出	3,530	3,157	11.8%
	うち一般行政費	368	303	21.5
	社会福祉費	1,206	1,007	19.8
	国防費	904	830	8.9
	歳入	3,535	3,300	7.1
開発勘定	うち税収	3,056	2,904	5.2
	収支じり	5	143	—
開発勘定	支出	1,894	1,427	32.7
	うち地域開発費	394	264	49.2
	運輸関係費	366	306	19.6
	社会福祉費	286	273	4.8
	収入	1,894	1,427	32.7
	うち經常勘定繰入れ	5	143	—
	国内調達	1,145	960	19.3
対外借入れ	184	132	39.4	
その他	560	197	—	

(注) 開発勘定の「その他」は政府投融資に対する元利金返済等。

◇インドネシア債権国会議の開催

1974/75年度新規援助を決定する第15回インドネシア債権国会議は、73年12月11~12日アムステルダムで開催され、米国、日本など12か国および世銀、ADBなどの国際機関が参加した。

同会議では、インドネシア側から、第2次開発5か年計画(74年4月~79年3月)に着手することもあって、総額8.5億ドル(73/74年度援助約束総額<7.6億ドル>比12%増)の援助要請が出された。これに対し各国は、最近における同国の自立化政策および経済成長(72年6.9%、73年7.0%)を高く評価するとともに、経済開発のいっそうの促進を助成するため同国の要請を受け入れることを決定した。

その内訳は次のとおり(単位・億ドル)。

	74/75年度	(73/74年度)
食糧援助	1.0	(1.6)

商品援助	2.0	(2.1)
プロジェクト援助	5.5	(3.9)
計	8.5	(7.6)

また、インドネシア側がとくに援助のアンタイト化を要請したのに対し、各国ともケース・バイ・ケースとしながらも、原則としてこれを了承した模様。

なお、国別および国際機関の配分額や条件の詳細は個別交渉により決定されるが、豪州(34百万ドル、全額贈与)、オランダ(60百万ドル、50%以上贈与)、米国(233百万ドル)、世銀(150百万ドル)などがすでにコミット済みと伝えられる。

◇パキスタン、銀行国有化を実施

パキスタン政府は1月1日、銀行国有化に関する政令を公布した(同日発効)。本措置の概要および背景は次のとおり。

(1) 本措置の概要

- イ. 外銀を除く全指定商業銀行(13行)を国有化する。
- ロ. 民間保有株式はすべて各行の資産を再評価して決定した価格で政府が買い取り、国債(利付き、15年もの)で支払う。
- ハ. 新たに政府が任命する9名の役員から構成される理事会(the Board of Directors of all Banks)が被国有化銀行の運営に当たり、各役員が当面それぞれ1ないし3行を管理する。
- ニ. 被国有化銀行との既存取引にかかるとの債権債務は、実質的に本措置の影響を受けない。

なお、政府は本措置に関連して、きたる2月末をめぐりに政府系開発銀行等を含め銀行の再編成を行い、かつ、外銀の店舗新設を認めないなどの方針を表明した。

(2) 本措置の背景

同国では、従来民間主導型の経済開発を推進してきたが、印・パ戦争(71年12月)直後に発足したブット政権は、社会主義政策に基づく経済再建を標ぼうし、①鉄鋼、電力など基幹10業種(31社)の政府管理(72年1月(注))、②生命保険会社(43社、外資系を含む)の国有化(同年3月)、③綿花輸出の国営化(73年10月、綿花輸出公社を設立し、綿花輸出業務を統括)、などをあいついで実施してきた。今回の措置は、政府のかかる国有化・政府管理措置の一環としてなされたもので、従来の財閥系企業への与信集中(4大銀行の貸出

総額の約8割は財閥系向け)を是正し、今後国策企業・農業向け融資の拡大を意図したものである。なお、今次銀行国有化に際して、海運、石油販売業を政府の管理下に置くことをあわせて決定している。

(注) 各社の取締役会を廃止して政府直属の経営管理委員会の監督下におき、次いで73年9月、これら企業株式の51%以上を政府が取得しうることとした。

共 産 圏 諸 国

◇コメコン国際投資銀行、発展途上国向け援助を開始

コメコン国際投資銀行(注)は、73年に発展途上国向け信用供与を目的とする特別基金の設立を決定したが、74年1月からその業務を開始した。同特別基金の概要は次のとおり。なお、コメコン諸国はすでに多数の発展途上国にバイラテラルで経済技術援助を供与しているが、今後はコメコン諸国の援助のかかなりの部分が同特別基金により行われるものとみられる。

- (1) 金額…総額10億振替ルーブル
- (2) 払込み方法…加盟国により95%は振替ルーブル、5%は交換可能通貨で拠出。第1回拠出分1億振替ルーブルは本年中に払込み完了の予定。
- (3) 融資目的…発展途上国の農・工業その他の部門における新規企業の設立、既存企業の再建および近代化。
- (4) 融資期間…最高15年

(注) 同銀行はコメコン諸国に対する中長期信用供与を目的として各加盟国の出資により1970年7月設立、71年1月から業務開始。授權資本金は1,052百万振替ルーブル。

◇中国、銀行預金好伸

最近の新華社電によれば、中国の銀行預金は73年1～11月中、都市部で前年同期比10%増、農村部で同18%増を示したと報じられている。

こうした預金増加の背景につき新華社電は、①日用品価格の安定、低家賃、社会福祉の向上、②農工業の拡大に伴う所得水準の向上(とくに新工場建設による労働機会の増加)、などを指摘している。

もっとも、73年2月における新華社電では72年中の預金伸び率は都市部16%、農村部18%となっており、これと比較すると農村部は前年並みながら都市部はこれを下回っている。